

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成31年2月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800155 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1800011 号

第 1 結論

昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、婚姻後の任意加入期間中も市役所から送付されてくる納付書で定期的に国民年金保険料を納付しつづけてきたのに、請求期間の 1 年間のみ保険料を納付しなかったとは考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 53 年 1 月に任意で国民年金に加入しており、昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者の種別変更をするまでの国民年金加入期間において、請求期間を除き国民年金保険料を全て納付していることが確認できる上、第 3 号被保険者資格を喪失後の平成 4 年 6 月 1 日に第 1 号被保険者資格への種別変更も適正に行われている。

また、請求期間は 1 期間であり、かつ 12 か月と短期間である上、請求者は任意加入期間中も長期間にわたり国民年金保険料を納付していることから、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、請求期間当時において、請求者の住所に変更はなく、請求者の元夫は請求期間当時、共済組合に加入しており、請求者の陳述からも請求期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800158 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1800012 号

第 1 結論

平成元年 10 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 10 月

私は、会社を退職した平成元年 10 月頃に、A 社会保険事務所（現在は、A 年金事務所）で国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付したのに、請求期間が未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、「請求期間に係る国民年金の加入手続を、平成元年 10 月頃に A 社会保険事務所で行った。」と主張しているが、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付するためには、国民年金に初めて加入した被保険者に対して国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、請求者の請求期間当時の住所地である B 市（現在は、C 市）を管轄し、請求者が加入手続を行ったとする A 社会保険事務所において、請求期間前後の平成元年 8 月から同年 12 月までの期間に国民年金の被保険者資格を取得した者（B 市 201 名分）の手帳記号番号に係るオンライン記録を確認したが、請求者の氏名は見当たらない。

また、オンライン記録によると、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

さらに、請求者が現在所持する年金手帳に記載された国民年金の記号番号(*)は、当該年金手帳及び国民年金手帳発行簿から、平成 2 年 7 月 19 日に D 市において払い出され、同年 3 月 27 日に遡って被保険者資格を取得していることが確認できるところ、オンライン記録による氏名検索を行っても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、日本年金機構 E 広域事務センターは、請求期間当時、A 社会保険事務所では、国民年金の資格取得届の受付は原則行っておらず、誤って来所した場合、市の窓

口を案内していた旨を回答している。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800073 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800058 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）C 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 3 月頃から同年 7 月頃まで

私は、D 公共職業安定所の紹介で請求期間に、A 社 C 事業所に正社員として入社し、E 職等の職務に従事していたが、勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A 社 C 事業所に正社員として勤務した旨を主張しているが、B 社は、正社員に係る労働者名簿及び健保・年金被保険者名簿を永久保存しているところ、同社は A 社 C 事業所に係るこれらの名簿に請求者の氏名は無いことから、請求者は正社員ではないことが考えられること、また、正社員以外の臨時社員等アルバイトに係る資料の保存はなく、請求者の在籍について不明であるものの、正社員以外の臨時社員等アルバイトは現地採用であり厚生年金保険の適用外として加入させておらず、給与から厚生年金保険料も控除していない旨を回答している。

また、請求期間において、請求者の A 社 C 事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、請求者が請求期間より後の期間において勤務していた事業所から提出された、請求者に係る「人事記録」の勤務履歴の欄には、請求期間を含む昭和 55 年 3 月 16 日から昭和 56 年 3 月 31 日までについて「F 職業」と記載されており、請求期間に同社 C 事業所に勤務していた記載は無い。

さらに、請求期間当時、A 社 C 事業所を管轄する同社 G 支店において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に照会を行ったところ、請求期間当時、同社 C 事業所に勤務していたと回答のあった者は、請求者を記憶していないとしている上、B 社は、A 社 C 事業所の事務担当者は不明である旨を回答しており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求期間当時、A社C事業所を管轄する同社G支店に係るオンライン記録を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800146 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800059 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

請求期間②から⑥までについて、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 1 日から平成 20 年 5 月 1 日まで
② 平成 16 年 7 月 20 日
③ 平成 16 年 11 月 22 日
④ 平成 17 年 7 月 20 日
⑤ 平成 17 年 12 月 20 日
⑥ 平成 18 年 7 月 26 日

A 社に勤務していた請求期間①の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額よりも低い金額で記録されている。また、請求期間②から⑥までにおいて、賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録となっていないので、保険給付の対象となる記録に見直ししてほしい。

第 3 判断の理由

B 社の回答から、給与は翌月支給であり、保険料は翌月控除であることが確認できる。請求期間①のうち、平成 15 年 12 月 1 日から平成 18 年 1 月 1 日までの期間については、同社から提出された請求者に係る平成 15 年分から平成 17 年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、平成 15 年 12 月は 20 万円、平成 16 年 1 月から同年 3 月までは 23 万円、同年 4 月から同年 12 月までは 24 万円、平成 17 年 1 月から同年 12 月までは 26 万 2,862 円の給与が支給されていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が請求者の給与（賞与）から厚生年金保険料を源泉控除した事実が認められる場合であるとされているところ、上

記源泉徴収簿により、請求者の給与から、平成15年12月から平成16年11月までの期間は厚生年金保険料が控除されておらず、同年12月から平成17年11月までの期間は毎月1万3,132円が社会保険料（内訳は不明）として控除されていることが確認できるものの、当該金額（1万3,132円）は当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額（15万円）に見合う厚生年金保険料及び健康保険料の合計額（平成16年12月から平成17年8月までは1万6,600円、同年9月から同年11月までは1万6,866円）より少ない金額であり、平成17年12月は厚生年金保険料控除額が不明であることから、請求者が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認又は推認できない。

また、請求期間①のうち、平成18年1月1日から平成20年5月1日までの期間については、請求者が提出した雇用保険被保険者離職票－2及び年金事務所から提出された平成18年11月の随時改定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届により、平成18年5月から同年10月までの給与支給額は確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料控除額は不明である上、平成18年1月から同年4月までの期間及び同年11月から平成20年4月までの期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料等はない。

さらに、請求期間②から⑥までについては、前述の源泉徴収簿により、平成16年7月に20万円、同年12月に24万円、平成17年7月に33万円、同年12月に36万円の賞与が支給された記載となっていることが確認できるが、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

なお、請求者が提出した給与振込口座に係る預金通帳によると、平成16年2回目の賞与は11月に支給されていること、平成17年7月に30万円、同年12月に32万4,000円、平成18年7月に30万円が賞与として振り込まれていることが推認できるが、請求期間②から⑥までにおいて、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料等はない。

加えて、B社は、「請求者の手取り額を多くするために、社会保険料、所得税、住民税についても源泉徴収を行わず、全て当社が負担している。」旨を回答している。

そのほか、請求者が提出した平成16年分から平成18年分までの給与所得の源泉徴収票及び平成16年度から平成19年度までの市県民税課税（所得）証明書に記載されている社会保険料額を検証しても、事業主が請求者の給与からオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を超える金額を控除していたこととはうかがえず、また、請求者の賞与から厚生年金保険料を控除していたこともうかがえない。

このほか、請求者の請求期間①から⑥までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800156 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800060 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 41 年 4 月から昭和 45 年 9 月まで

私は、A 社に、昭和 41 年 4 月から昭和 45 年 3 月までは B 職見習として、見習期間終了後はお礼奉公で同年 9 月まで引き続き勤務したが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が所持する A 社が請求者に交付した賞状から、請求者は、請求期間のうち昭和 45 年 4 月以前の 4 年間、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録による事業所名称検索及び日本年金機構 C 広域事務センターにおいて事業所名簿検索システム（厚生年金保険適用事業所名簿等を電子データ化したもの）による調査を行っても、A 社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、A 社は既に解散しており、事業主も死亡している上、請求者が同社と一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚について、オンライン記録による氏名検索を行ったが、当該同僚を特定することができないため、請求期間当時の状況について聴取することができず、請求者の同社における勤務状況及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間後の昭和 45 年 10 月頃に実家のある D 市 E 町（現在は、F 市 E 町）に転居したとしているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から、同年 10 月頃に同町において払い出され、20 歳到達時の同年 * 月 * 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、請求期間のうち同年 * 月から同年 9 月までの期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。